

条件付転換社債(CoCo債)の分類に関するIFRS解釈委員会の検討について

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I はじめに

近年、内外の銀行は、バーゼルⅢ規制に対応すべく、「条件付転換社債(CoCo債) (Contingent Convertible Bonds ; CoCos) 」とよばれる金融商品を発行し、自己資本の充実に努めている¹⁾。条件付転換社債は、最低所要自己資本規制への抵触(「条件付存続不能事象」とよばれる)をもって、可変数の自己の普通株式に強制転換されるという特性を有する。

条件付転換社債という新たな商品の登場によって、会計の様々なプロセスにおいて、解釈の問題が生じる。なかでも、上述の特性に照らして、発行体(銀行)による分類が、大きな問題となる。なぜなら、IFRSの適用を前提とすると、金融商品の分類(「負債と資本の区分」)は、法的形式ではなく、実質に即して行わなければならないからである(IAS 32, par. 18)。これについて、IFRS解釈委員会(以下、「IFRS-IC」)は、「上申書(submission) 」(IFRS-IC 2013a, Appendix C) を受けて、2013年7月と2014年1月に条件付転換社債の分類を自身のアジェンダとすべきか、検討を行った²⁾。本稿は、IFRS-ICによる一連の検討に焦点を当てている。

周知のとおり、IASBは、負債と資本の区分をめぐって、「資本の特性を有する金融商品(Financial Instruments with Characteristics of Equity ; FICE) プロジェクト」を展開(再開)している。FICEプロジェクトにおいては、近々に「ディスカッションペーパー」を公表することが予定されており、早晩、条件付転換社債の分類についても、「ガン

1) 実態については、例えば年金シニアプラン総合研究機構(2016)を参照。

2) 検討の妥当性については、次の諸点から確認されている(IFRS-IC 2013a, Appendix B and Appendix C)。

- ・広く認知された実務上の問題であること。
- ・多様な解釈が存在すること。
- ・解釈の多様性を解消することによって、財務報告の改善に資すること。
- ・現行の基準および概念フレームワークの枠内において、適

マ(γ)アプローチ」を基礎とした予備的見解が正式に提示されることであろう³⁾。

そのような状況において、IFRS-ICが行った以前の検討を取り上げることについて、筆者は、現在と将来に対する貢献に照らして、次のとおり意義を有すると考えている。

- (a) 条件付転換社債の分類について、現行基準 (IAS第32号「金融商品：表示」またはIFRS第9号「金融商品」) を適用するといかなる見解を導出することができるか、確認できること。また、それをつうじて、もしあれば、現行基準の問題点や限界を具体的に把握することができること。
- (b) 条件付転換社債の分類について、IFRS-ICによる検討結果をFICEプロジェクトによる検討結果との比較対象とすることにより、制度として「ガンマアプローチ」を導入する効果を検証することに資すること。

以上より、遅ればせながらも、条件付転換社債の分類に関するIFRS-ICの検討を紐解くこととしたい⁴⁾。なお、本稿は、当時の状況に即して、原則として2013年度版のIASB基準を参照している。

II 条件設定と分類に関する5つの見解

2.1 条件設定

検討対象として明示された条件付転換社債の主要な特性は、次のとおりである (IFRS-IC

切に対処できる問題であること。

・現在進行中かまたは計画段階にあるプロジェクトと関連を有する場合、それによる結論に先がけて解釈指針の作成が要求される状況にあると認められること。

3) 2017年9月時点の検討状況については、IASB (2017a) およびIASB (2017b) を参照。また、負債と資本の区別をめぐるこれまでの検討状況については、例えば池田 (2016, pp. 47-96) を参照。

2013a, Appendix C)。

- (a) 満期日：なし(永久)。
- (b) 発行価額：額面。発行体は、発行時に対価の全額を受け取る。
- (c) 利息：利率10% (固定)。発行体は、利払いに関する完全裁量を有する (非累積)。また、最低所要自己資本規制に抵触した場合、規制機関が利払いの停止を命じることがある。
- (d) 「条件付決済条項 (contingent settlement provision)」：Tier1比率規制に抵触 (「条件付存続不能事象 (contingent non-viability event)」が発生) した場合⁵⁾、額面と等価の可変数の自己の普通株式に強制転換される。転換に際して交付される株式数は、当該時点の株価に応じて変動する。
- (e) 早期償還 (発行体コール)：発行体は、発行後5年目以降に、Tier1比率規制に抵触せず、かつ、規制機関の承認を得た場合、額面と同額の現金による償還を行う裁量を有する。

以上の諸特性より、いわゆる「AT1債」 (PerpNC⁵⁾) が検討対象となることが分かる。また、

(d) 条件付決済条項は、「真正 (genuine)」である (条件付存続不能事象が、極度に稀で、異常性が高く、さらには蓋然性が低い事象に該当しない) と認められるから (IAS 32, pars. 25(a) and AG28)、条件付転換社債の分類に影響を及ぼす要因となる (IFRS-IC 2013a, Appendix C)。

4) その他、筆者の知る限り、国内においてIFRS-ICによる一連の検討の詳細に言及した公表物が見当たらないことも、本稿を執筆する動機のひとつとなっている。

5) ちなみに、実際に銀行が発行する条件付転換社債は、CET1 (Common Equity Tier 1) 比率 (具体的な数値としては5.125%が多い) を用いる。

6) IAS第32号は、CET1比率に類似する例として、負債資本比率を挙げている。

2.2 分類に関する5つの見解

以上の諸特性を有する条件付転換社債の分類について、IAS第32号またはIFRS第9号をもとに、次の5つの見解が識別される (IFRS-IC 2013a, Appendix C)。

見解1: 商品全体として負債に該当する。

見解2: 主契約が負債、利払いの裁量が資本の要素となる複合商品に該当する。

見解3: 見解2と同様の複合商品に該当する。ただし、資本の要素の価値はゼロとする。

見解4: 主契約が資本、転換特性が組込デリバティブとなる複合商品に該当する。

見解5: 商品全体として資本に該当する。

III 5つの見解の詳細

3.1 見解1

見解1は、IAS第32号における金融負債の定義 (パラグラフ11) と条件付決済条項を有する商品に対する金融負債の定義の適用規定 (パラグラフ25) を根拠とする。

条件付転換社債の発行体は、条件付存続不能事象の発生をもって可変数の自己の普通株式を引き渡すという、契約を基礎とした債務を負う (IFRS-IC 2013a, par. 7)。そこで、条件付転換社債は、「自己の資本性商品によって決済されるかまたは決済される可能性を有する契約であり、かつ、可変数の自己の資本性商品を引き渡すことを求められるかまたはその可能性を有する非デリバティブに該当する負債」 (IAS 32, par. 11 (b) (i)) という、金融負債の定義を充足する。

また、条件付決済条項を有する商品の発行体は、発行体と保有者のいずれにとっても管理不能

である不確実な将来事象⁶⁾の発生または不発生 (さらには不確実な状況の結果) によって、現金その他の金融資産の引渡しまたは当該商品が金融負債に該当する手法による決済を求められる。そして、発行体は決済を回避する無条件の権利を有していないから⁷⁾、IAS第32号は、条件付決済条項が「真正」ではない場合を除き、当該商品が金融負債に該当するとしている (IAS 32, par. 25)。

これを条件付転換社債に当てはめると、条件付存続不能事象は発行体と保有者のいずれにとっても管理不能な将来事象であり⁸⁾、発行体は、当該事象の発生によって可変数の自己の普通株式 (資本性商品) を引き渡すことによる決済、つまり、条件付転換社債が金融負債に該当する手法による決済を求められる。このとき、発行体は、決済を回避する無条件の権利を有していない⁹⁾。さらに、条件付決済条項は、「真正」と認められる (2.1参照)。以上より、条件付転換社債は、金融負債に分類すべきとなる (IFRS-IC 2013a, pars. 9 and 32)。

ちなみに、見解1は、IAS第32号をパラグラフ順に適用することによって導出される。そうすると、見解2および見解3のように、複合商品に関する分離規定 (パラグラフ28) を適用して資本の要素を識別する余地はなく、条件付転換社債は全体として金融負債に該当する。したがって、見解1においては、「金融負債に該当する金融商品または構成要素に関連する利息、配当、損失、および利得は、純損益に収益または費用として認識する。」 (IAS 32, par. 35) としたIAS第32号パラグラフ35に即して、利払額を費用処理する (IFRS-IC 2013a, par. 10)。

7) IAS第32号は、一部の例外 (プッタブル商品) を除き、契約を基礎とした債務を決済すべく現金その他の金融資産を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない場合、当該債務が金融負債に該当するとしている (IAS 32, par. 19)。

8) IFRS-ICは、条件付存続不能事象 (Tier1比率規制への

抵触) が発行体と保有者のいずれにとっても管理不能であることを前提としている。その一方で、カナダ会計基準審議会 (AcSB) は、発行体 (銀行) によるTier1資本管理が部分的に可能である (発行体にとって条件付存続不能事象は必ずしも管理不能であるわけではない) ことを前提として、IFRS-ICに対して意見を表明している (5.3参照)。

3.2 見解2

見解2は、条件付転換社債が次の2つの要素からなる複合商品(主契約は(a)負債の要素)に該当すると解する(IFRS-IC 2013a, par. 11)。

- (a) 発行体が条件付存続不能事象の発生をもって可変数の自己の普通株式を引き渡すという契約を基礎とした債務を負うことを反映した負債の要素
- (b) 利払いに関して発行体が裁量を有することを反映した資本の要素

これら2つの要素は、最初にIAS第32号の複合商品に関する分離規定を適用することによって識別される。具体的には、「非デリバティブの発行体は、それが負債の要素と資本の要素を併せ持つか判定すべく、契約内容を検討しなければならない。」(IAS 32, par. 28)としたパラグラフ28に基づき、資本の要素を識別する。そのうえで、見解1と同様にパラグラフ25を適用して負債の要素を識別することにより(3.1参照)、条件付転換社債が複合商品に該当すると解する。このように、見解2は、IAS第32号をパラグラフ順に適用しないことによって導出される(IFRS-IC 2013a, par. 12)。

3.2.1 資本の要素

見解2は、IAS第32号パラグラフAG37を根拠として、発行体が有する利払いの裁量を資本の要素と解する。パラグラフAG37は、発行体の裁量によって配当が行われる強制償還条項付優先株式(非累積・5年以内に現金によって償還)について、(a) 発行体が5年以内に当該株式を現金によって償還するという契約を基礎とした債務を負うことを反映した負債の要素と、(b) 配当に関して発行

体が裁量を有することを反映した資本の要素からなる複合商品に該当するとしている(IAS 32, par. AG37)。

パラグラフAG37は、償還が確実に行われるかまたは保有者の権利行使によって償還が求められる商品を対象としており、条件付転換社債のように発行体と保有者の双方にとって管理不能である不確実な将来事象によって償還(または転換)が求められる商品を明示的な対象としているわけではない。もっとも、見解2は、パラグラフAG37を、「金融負債に該当する手法¹⁰⁾により決済することが求められる状況において発行体が有する分配の裁量(discretionary distributions)の取扱いを明確にすることを目的とした指針」であると解する。そうすると、条件付転換社債と強制償還条項付優先株式の償還条件に関する上述の相違は、分配の裁量の分類に影響を及ぼす要因とはならなくなる。パラグラフAG37をこのように拡大解釈することにより、見解2は、条件付転換社債の発行体が有する利払いの裁量が資本の要素に該当すると解する(IFRS-IC 2013a, par. 35)。

利払いの裁量が資本の要素に該当することから、見解2においては、「資本性商品の保有者に対する分配は、関連する税効果を控除したうえで資本に直接借方計上する。」(IAS 32, par. 35)としたIAS第32号パラグラフ35に即して、利払額を資本の減少として処理する(IFRS-IC 2013a, par. 14)。

3.2.2 測定

見解2において、条件付転換社債は、負債の要素と資本の要素から構成される。そこで、発行時に受け取った対価、つまり、複合商品全体の公正価値(当初の簿価)は、負債の要素について独立した

9) これは、条件付存続不能事象に関する蓋然性を判定基準として用いない(蓋然性が低くとも決済を回避する無条件の権利を有していなければ金融負債に該当し、蓋然性が高くとも決済を回避する無条件の権利を有していれば金融負債には該当しない)と判定されることを意味する(Ernst & Young 2013, p. 3)。

10) 金融負債全体の定義については、IAS第32号パラグラフ11を参照。

額を算定し、商品全体の公正価値からそれを控除した額を資本の要素の額とすることによって、負債の要素と資本の要素に按分する(IAS 32, par. 31)。

見解2は、負債の要素について、条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映して割引計算を行うべきとしている¹¹⁾。したがって、近い将来に条件付存続不能事象が発生しないと予想されれば、負債の要素の額はより小さくなり、資本の要素の額はより大きくなる(IFRS-IC 2013a, par. 13)。

なお、負債の要素について、事後測定においては、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に即して、条件付存続不能事象の発生時期に関する予想の変化を適宜反映し、それに伴う変動額を純損益に認識する(IAS 39, par. AG8；IFRS-IC 2013a, par. 14)。

3.3 見解3

見解3は、見解2と同様に、条件付転換社債が複合商品(主契約は負債の要素)に該当すると解釈する。見解2と見解3は、負債の要素の測定に関する解釈が異なる。

条件付存続不能事象は、発行体にとって管理不能である¹²⁾。また、当該事象が発生するまでに経過を要する契約上の最低期間も設定されない。そこで、見解3は、当該事象がただちに発生することを前提として、支払いを求められる可能性がある全額、つまり、額面をもって負債の要素を測定すべきとしている(IFRS-IC 2013a, par. 15；IFRS-IC 2013b, p. 6)。

見解3は、保有者の権利行使に伴い、自己の資本性商品を現金その他の金融資産をもって購入するという契約を基礎とした債務(自己の資本性商品にかかる売建プットオプションを含む)について、当面権利行使されないと発行体が予想することができても、償還金額(またはその現在価値)、つまり、権利行使に伴う支払額(または権利行使が可能となる直近の期日からの割引額)を下回らない額をもって測定することとしたIAS第32号パラグラフ23と整合的であるとされる¹³⁾。また、見解3は、条件付事象が発行体にとって管理不能である場合、保有者にとっての管理可能性を問わず、当該事象がただちに起こりうることを前提として¹⁴⁾、金融負債を債務の全額をもって測定すべきというIASBの見解を提示したIAS第32号パラグラフBC12¹⁵⁾とも整合的であるとされる(IFRS-IC 2013a, pars. 37 and 38；IFRS-IC 2013b, p. 6)。

なお、見解3に即して受取対価の全額を負債の要素に按分すると、資本の要素の額はゼロとなる。もっとも、そうであっても、発行体が有する利払いの裁量は、パラグラフAG37を根拠として、資本の要素と関連を有するかたちで存在することによって変わりない¹⁶⁾。そこで、見解3においても、利払額を資本の減少として処理する(IFRS-IC 2013a, pars. 14, 15, and 39)。

ここで見解1、見解2、および見解3を比較整理すれば、次頁の表1のとおりである。

11) 見解2は、かかる取扱いの根拠を明確にしていない(5.4参照)。

12) これについては、注8を参照。

13) パラグラフ23は、「自己の資本性商品を購入するという契約を基礎とした債務は、相手方による償還権の行使を条件としている場合(例えば、自己の資本性商品を固定価格で売却する権利を相手方に付与する売建プットオプション)であっても、償還金額の現在価値について金融負債を生じさせる。」

(IAS 32, par. 23)としている。なお、パラグラフ23は、見解3のように受取対価の全額を負債の要素に按分することに反対する意見の根拠としても用いられる(5.3および5.4.1参照)。

14) PwCは、パラグラフBC12は条件付事象が発生することを前提としており、負債の要素の測定額に当該事象の発生についての蓋然性を反映する必要がないことは明白であるとしている(PwC 2013, p. 1)。

表1 見解1・見解2・見解3の比較整理表

		見解1	見解2	見解3
分類		金融負債	複合商品	
当初測定	負債の要素	受取対価の全額	条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映した現在価値	受取対価の全額
	資本の要素	—	受取対価から負債の要素の額を控除した額	ゼロ(受取対価から負債の要素の額を控除した額)
利払額の取扱い		費用処理	資本の減少処理	

(筆者作成)

3.4 見解4

見解4は、条件付転換社債が次の2つの要素からなる複合商品(主契約は(a)資本の要素)に該当すると解する(IFRS-IC 2013a, par. 17)。

- (a) 明示的またはあらかじめ定められた満期日を有しないことを反映し、かつ、報告主体の純資産に対する残余持分を表章する資本の要素
- (b) 可変数の自己の普通株式を引き渡すことによる決済が求められるという転換特性(conversion feature)を反映した非資本デリバティブ

3.4.1 資本の要素

主契約が資本の要素に該当することについて、見解4は、「主契約が明示的またはあらかじめ定められた満期日を有しておらず、報告主体の純資産に対する残余持分を表章する場合、その経済的特性およびリスクは、資本性商品に属する。」(IFRS 9, par. B4.3.2)としたIFRS第9号を根拠とする。

15) パラグラフBC12は、保有者の権利行使に伴い自己の株式と交換に現金を支払うオプションについて、「保有者が権利行使しないか、または発行体にとって管理不能な将来事象または状況が発生するか発生しない限り、発行体は、償還額の全額を支払う債務を有し、償還額の全額について現金その他の金融資産による決済を回避することができない。」(IAS 32, par. BC12)としている。

条件付転換社債には、明示的またはあらかじめ定められた満期日はない。また、発行体は、利払いについて完全裁量を有する。つまり、条件付決済条項を除外すると、条件付転換社債の発行体に何ら債務は存在しない。したがって、主契約は、報告主体の純資産に対する残余持分を表章し、その経済的特性およびリスクが資本性商品に属すると認められる。

3.4.2 非資本デリバティブ(転換特性)

IAS第32号は、「自己の資本性商品によって決済されるかまたはその可能性を有する契約であり、かつ、固定額の現金その他の金融資産と固定数の自己の資本性商品との交換以外の手法によって決済されるかまたはその可能性を有するデリバティブに該当する負債」(IAS 32, par. 11 (b) (ii)) (傍点筆者)を金融負債と定義する(いわゆる「固定対固定(fixed for fixed)要件」(IAS 32, par. 16 (b) (ii)))。

16) パラグラフAG37は、受取対価の全額を負債の要素に按分することを前提としているわけではなく、按分額がゼロであれば資本の要素は存在しないという解釈も成立しうる。これについて、IFRS-ICは、価値がゼロであっても存在が認められた項目として、組込デリバティブ(組み込まれた先渡またはスワップ)を挙げ、この解釈を棄却している(IFRS-IC 2013a, fn. 2)。

条件付転換社債は、条件付存続不能事象の発生をもって、額面額と等価の可変数の自己の普通株式に転換される。したがって、条件付決済条項に基づく転換特性は、金融負債の定義を充足するデリバティブに該当する¹⁷⁾。また、見解4において、主契約はデリバティブに該当しないから、転換特性は、非デリバティブの主契約を含む混合契約の構成要素たる「組込デリバティブ」に該当する(IFRS 9, par. 4.3.1)。そこで、転換特性を主契約から分離して会計処理すべきかが問題となる。

3.4.3 転換特性(組込デリバティブ)の分離の可否

IFRS第9号は、組込デリバティブの分離要件として、次の3つを挙げている(IFRS 9, par. 4.3.3)。

- (a) 組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれらと密接な関連を有していないこと。
- (b) 組込デリバティブと同一の条件を有する独立した金融商品が、デリバティブの定義を充足すること。
- (c) 混合契約を公正価値によって当初測定し、事後測定においてその変動を純損益に認識しないこと。

見解4において、主契約は、資本の要素に該当する。したがって、要件(a)について、金融負債に該当する転換特性は、主契約と密接な関連を有していない。また、要件(c)について、商品全体を公正価値によって測定し、事後測定においてその変動を純損益に認識することはない。以上、要件(a)および(b)を充足すると認められることは明白である。

次に、要件(b)について、IFRS第9号は、デリバティブを次の3つの要件を充足する金融商品その他の契約と定義している(IFRS 9, Appendix A)。

- (i) 価値が基礎数値(underlying)の変動に応じて変動すること。なお、基礎数値が非金融変数である場合には、それが契約当事者に固有ではないこと。
- (ii) 当初の純投資を全く要しないか、または、当初の純投資が、市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約に要する当初の純投資よりも、小さくなること。
- (iii) 将来の特定の期日に決済されること。

見解4においては、解釈上の問題に特段言及することなく、要件(i)および(ii)を充足すること¹⁸⁾が前提となっている(IFRS-IC 2013a, par. 21)。

そこで、要件(i)および(ii)の充足について補足しておく。要件(i)について、見解4は、CET1比率を契約当事者に固有ではない非金融変数として取り扱うことを前提としていることになる。CET1比率を契約当事者に固有の非金融変数として取り扱うとデリバティブの定義を充足せず、転換特性を分離してはならなくなるからである(KPMG 2014, pp. 12-16)。また、要件(ii)について、通常、条件付転換社債の利率が普通社債よりも高く設定されることにより、条件付転換社債の価格は、普通社債の価格よりも小さくなる。これは、転換特性がマイナスの価値を有することを意味する。したがって、転換特性に対する当初の純投資は、株式への転換によって獲得できる価値よりも小さくなるから(Schulman 2014, pp. 53 and 54)、要件(ii)を充足すると認められる。

17) デリバティブの定義の詳細については、3.4.3を参照。

18) 要件(iii)については、条件付存続不能事象の発生をもって決済されるから、問題なく充足する。

19) これに先がけて、IFRS-ICは、委員会メンバーに対して条件付転換社債に関する実務経験を照会するとともに、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)のほか、証券監督

者国際機構(IOSCO)および欧州証券市場監督局(ESMA)といった規制機関に対して、①条件付転換社債が普及しているか、そうであるならばその分類手法、②実務に多様性がみられるならばその詳細を照会内容とした「アウトリーチ」を行い、18件の回答を得た。回答の約3分の1は、条件付転換社債は普及していないと回答し、分類について支持する見解を表明しなかった。また、少数ではあるが、実務に多様性が

以上より、転換特性は、組込デリバティブの分離要件のすべてを充足するとされ、主契約から分離したうえで会計処理すべきとなる。

3.5 見解5

見解5は、見解4と同様に、条件付転換社債が複合商品（主契約は資本の要素）に該当すると解する。見解4と見解5は、転換特性の分離の可否に関する解釈が異なる。

転換特性は、発行体に対して、自己の資本性商品（明示的またはあらかじめ定められた満期日を有しない資本性商品）と、それとは別の自己の資本性商品（普通株式）との交換を求めると解することができる。そうすると、転換特性は、資本の要素たる主契約と密接な関連を有すると認められるから、主契約から分離してはならなくなる。その結果、条件付転換社債は、全体として資本に該当すると解される（IFRS-IC 2013a, pars. 22 and 23）。

IV IFRS-ICの当初の見解と暫定的な結論

以上のとおり識別された5つの見解をふまえ、IFRS-ICは、支持すべきひとつの見解を提示している¹⁹⁾。

まず、IFRS-ICは、発行体が金融商品を分類するに際し、IAS第32号を根拠とすべきことを「基本的な考え方」とした。これにより、IFRS第9号を根拠とする見解4と見解5は、棄却される（IFRS-IC 2013a, par. 29）。そのうえで、IFRS-ICは、見解3を支持することを表明した。見解3を支持するに際し、その根拠が再整理されているが（IFRS-IC 2013a,

みられるという回答があり、分類に関する見解が分かれた。残りの回答は、発行体が条件付存続不能事象の発生をもって可変数の自己の普通株式を引き渡すという契約を基礎とした債務を負うことについて異議は唱えられなかった一方で、私払いの裁量の取扱いについて見解が分かれた（IFRS-IC 2013a, pars. 24-28）。

pars. 31-39）、先述のもの（3.2および3.3参照）と変わりはない²⁰⁾。

見解3は、(当時の) 現行IAS第32号に即して導出される²¹⁾。つまり、条件付転換社債の登場によって、IAS第32号を改訂したり、解釈指針を策定したりする必要はないと認められる。そこで、2013年7月、IFRS-ICは、条件付転換社債の分類をアジェンダとする必要がないと暫定的に結論づけ、見解3に即して「アジェンダ決定」の文案を作成した（IFRS-IC 2013a, pars. 40, 41, and Appendix A; IFRS-IC 2013b, p. 6）。

V コメントレーター分析

5.1 概要

IFRS-ICの見解とそれに基づく（暫定的な）アジェンダ決定に対するコメントレーターは、2013年9月に12件寄せられた。IFRS-ICは、表明された意見を、その内容に即して次の3つに大別している（IFRS-IC 2014a, pars. 8 and 9）。

- 意見(a)：一律に利払額を資本の減少として処理することに対する反対意見(5件)
- 意見(b)：一律に受取対価の全額をもって負債の要素を測定することに対する反対意見(2件)
- 意見(c)：参照すべきIAS第32号の規定が不明瞭であるという意見(5件)

ちなみに、意見内容と提出者の属性（所在地と業種）は、次頁の表2のとおり整理することができ、一定の関係性を見出すことができる。

20) ちなみに、資本の要素として認識される部分がそもそも資本の定義を充足しないという見解2の問題点を克服できることが、後に見解3を採るべき根拠として追加される（6.1.2参照）。

21) もちろん、5つの見解のすべてが、IAS第32号またはIFRS第9号に即して適切に導出される。

表2 意見の分類とコメントレーター提出者の属性

意見	提出者	所在地	業種
(a)	ウエストバック銀行(WBC)	オーストラリア	銀行
	オーストラリア・コモンウェルス銀行(CBA)	オーストラリア	銀行
	オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ)	オーストラリア	銀行
	ナショナルオーストラリア銀行(NAB)	オーストラリア	銀行
	オーストラリア銀行協会(ABA)	オーストラリア	銀行協会
(b)	カナダ会計基準審議会(AcSB)	カナダ	基準設定主体
	カナダ銀行協会(CBA)	カナダ	銀行協会
(c)	BDO IFR Advisory Limited	イギリス	会計事務所
	Deloitte Touche Tomatsu Limited	イギリス	会計事務所
	Ernst & Young Global Limited	イギリス	会計事務所
	PricewaterhouseCoopers International Limited	イギリス	会計事務所
	KPMG IFRG Limited	イギリス	会計事務所

(筆者作成)

注) オーストラリア・コモンウェルス銀行とカナダ銀行協会の略称は、同一(いずれも「CBA」となる)。

5.2 意見(a)

意見(a)は、見解3に即して、条件付転換社債が複合商品に該当し、受取対価の全額を負債の要素に按分することについて、賛成している。そのうえで、意見(a)は、資本の要素の額がゼロとなる場合において、利払額を資本の減少として処理することに反対し²²⁾、費用処理することを提案している(IFRS-IC 2014a, par. 10)。

受取対価の全額を負債の要素に按分すると、商品全体が負債として認識されたとみなすことができる。そこで、意見(a)は、「全体として負債として認識された株式に関する配当額は、社債利息と同様に費用として認識する。」(IAS 32, par. 36)(傍点筆者)としたIAS第32号パラグラフ36を根拠として、利払額を費用処理することを提案している

(IFRS-IC 2014a, par. 11)。また、意見(a)は、パラグラフAG37が受取対価の全額が負債の要素に按分される複合商品を明示的な対象としていないことから、見解3のようにパラグラフAG37を拡大解釈することを認めない(IFRS-IC 2014a, par. 12)。さらに、ABAとNABは、複合商品にかかる取引コストを負債の要素と資本の要素に比例的に按分する会計処理(資本の要素の価値がゼロとなる場合には、取引コストの全額を負債の要素に按分し、最終的に費用認識すること)との整合性についても言及している(ABA 2013, p. 2; NAB 2013, p. 2)。

その他、意見(a)は、バーゼルⅢ規制に対応すべく2012年および2013年に転換条項付優先株式を発行した銀行のすべてが、当該株式を金融

²²⁾IFRS-ICは「反対」と明記しているが、実際には、費用処理と資本の減少処理が同等に妥当な解釈であると評したうえで、よりよい方法として費用処理を採るよう提案されている。

負債に分類したうえで配当額を費用処理しているという、オーストラリア国内の動向についても言及している (IFRS-IC 2014a, par. 13)。これに関して、意見 (a) は、金融負債に該当する項目に関連する分配額を純損益計算から除外すると、銀行の主要な業績指標である「純金利マージン (NIM; Net Interest Margin)」の有用性が低下し、ひいては情報利用者を誤導するおそれがあると指摘している。そして、金融負債に該当する項目に関連する分配額を費用処理するかたちでNIMを再計算し、アニュアルレポートの埒外において主要な利害関係者向けに開示を行う負担が追加的に生じるであろうことについて懸念を表明している (IFRS-IC 2014a, par. 13)。

5.3 意見 (b)

意見 (b) は、見解3に即して、条件付転換社債が複合商品に該当することについて賛成している。そのうえで、意見 (b) は、受取対価の全額を一律に負債の要素に按分することに反対している。とくに、CBA (カナダ銀行協会) は、負債の要素を「償還額の現在価値の最善の見積額 (best estimate of the present value of the redemption amount)」をもって測定し、受取対価との差額を資本の要素に按分するよう提案している²³⁾。このことから明らかのように、意見 (b) は、事実上、見解2を支持しているといつてよい。

AcSBは、銀行によるTier1資本管理が部分的に可能であると認められること、および発行される条件付転換社債の特性が一律ではないことから、現実には常に発行体がただちに決済を求められる状況にあるわけではないことを、その根拠としている。また、詳細について明確に言及してはいないも

の、AcSBは、条件付決済条項と財務制限条項が類似していることから、見解3を支持すると財務制限条項が付された負債性商品の取扱いに予期せぬ影響が及ぶ可能性があることも指摘している (AcSB 2013, pp. 1 and 2; IFRS-IC 2014a, par. 15 (a))。

CBAは、「ゴーイングコンサーン (going concern)」 (IASB 2010, par. 4.1) との親和性に着目している。負債の要素の測定について、見解3は、IAS第32号パラグラフ23およびBC12との整合性に言及している (3.3参照)。パラグラフ23は、公正価値測定を前提としていると解することができる。公正価値について、IAS第39号は、その定義がゴーイングコンサーンを前提とすることを明示している²⁴⁾。そこで、見解3のように条件付存続不能事象がただちに起こりうることを前提とすれば、公正価値測定と整合しなくなる。また、パラグラフBC12に関して、CBAは、ゴーイングコンサーンとの整合性に照らして、実際には条件付存続不能事象が発生しないと認められる状況においてまで、当該事象がただちに起こりうることを前提として受取対価の全額を負債の要素に按分することを、適切な処理とは認めない (CBA 2013, p. 2; IFRS-IC 2014a, par. 15 (b))。

5.4 意見 (c)

意見 (c) は、①負債の要素に関して、その測定における条件付存続不能事象の発生時期に関する予想の取扱い (いいかえれば、受取対価の全額を一律に負債の要素に按分すべきか) について²⁵⁾、IAS第32号が明確にしていないこと、②資本の要素に関して、資本の要素の識別と利払額の処理方法について、参照すべき規定、パラグラフの適用

23) CBAは、ゴーイングコンサーンを前提として条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を負債の要素の測定額に反映すると、負債の要素の測定額は限りなくゼロに近づき、資本の要素の測定額が極めて大きくなることを指摘している。

24) 2013年時点において、該当するIAS第39号の規定 (パラグラフAG69) は削除されている。

25) 意見 (c) は、条件付存続不能事象の発生に関する蓋然性の取扱いについて言及していない。これについては、注14を参照。

順序、さらにはパラグラフ間の優先関係をIAS第32号が明確にしていなかったことを指摘している²⁶⁾(IFRS-IC 2014a, par. 17)。

5.4.1 負債の要素

意見(c)において、負債の要素の測定に条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映すべきとする見解は、他の諸項目の処理とのアナロジーに着目することにより支持される。

DeloitteとErnst & Youngは、条件付転換社債の保有者が決済を求める権利を有していないことから、要求払預金とのアナロジーを否定する(Deloitte 2013, p. 2; Ernst & Young 2013, p. 5)。そうすると、「要求払特性を有する金融負債(例えば、要求払預金)の公正価値は、要求払額を支払いが求められる直近の日から割り引いた額を下回ることはない。」(IFRS 13, par. 47)としたIFRS第13号「公正価値測定」とのアナロジーをもって、条件付転換社債の受取対価の全額を負債の要素に按分することはできなくなる。負債の要素は、市場参加者が要求払特性を識別しないことを前提として、条件付存続不能事象が発生する時期に

関する予想を反映して測定すべき²⁷⁾となる(IFRS-IC 2014a, pars. 20 and 21)。

また、将来の特定の期日においてのみ権利行使できる売建プットオプションを、IAS第32号パラグラフ23に即して償還金額の現在価値によって測定すると、おのずと権利行使の時期に関する予想が反映される。PwCは、当該処理とのアナロジーをもって、条件付転換社債の発行体が条件付存続不能事象の発生時期を合理的に予想できることを前提として、これを負債の要素の測定額に反映すべきとしている(PwC 2013, p. 2; IFRS-IC 2014a, par. 22)。

その一方で、条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映すべきではないとする見解もみられる。Ernst & Youngは、条件付転換社債の発行体が決済を回避する無条件の権利を有していないことから、条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映することによって生じる負債の要素の測定額と受取対価との差額が、そもそも資本の定義を充足しえないことを指摘している(Ernst & Young 2013, p. 5; IFRS-IC 2014a, par. 24)。

26) そのほかにも、Deloitteは、見解4を採りうるという意見を表明している(Deloitte 2013, pp. 1 and 2)。もっとも、IFRS-ICは、見解4に即して主契約を資本の要素と解すると、IAS第32号パラグラフ11に即して非デリバティブに該当する金融負債が存在すると判定される事実と整合しないとして、当該意見に対して否定的である(IFRS-IC 2014a, fn. 4)。また、Ernst & Youngは、IFRS-ICの暫定的な結論に対する意見を越えて、次のとおりIAS第32号の改訂に関する具体的な提案を行っている(Ernst & Young 2013, pp. 7-11)。

- ・金融商品の分類(負債と資本の区分)、それに基づく金融負債(または複合商品における負債の要素)の当初測定、さらには事後測定において、一貫して「ワーストケース(条件付決済がただちに起こりうること)」を前提とすべきことを明確にした原則を確立すること。
- ・金融商品の分類に関して、IAS第32号の諸規定をパラグラフ順に適用すべきが明確にすること。また、見解2および見解3のように、パラグラフ25に先がけてパラグラフ28を適用する場合には、それがパラグラフの適用順序に関する

例外であることを明確にすること。さらに、資本の要素の測定額がゼロとなる複合商品について、分配の裁量が資本の要素に該当することを明確にすべく、パラグラフ35、36、および40を改訂すること。

- ・金融商品の分類に関して、現金その他の金融資産の引渡しによる決済と、自己の資本性商品を用いた資本の定義を充足しない手法による決済(例えば、可変数の自己の資本性商品による決済)を同列に扱うべきことを明確にした原則を確立することにより、パラグラフ25とパラグラフ19・20との整合性を図り、とくにパラグラフ20(b)の適用対象を明示的に拡大すること。
- ・上記に関して、資本性商品の分類に関するパラグラフ16(a)(現金その他の金融資産を引き渡すという契約を基礎とした債務がないこと)に関する指針であるパラグラフ17~20を、パラグラフの適用順序を問わず、パラグラフ16(b)(自己の資本性商品により決済されるかまたはその可能性を有すること)の適用に際して参照可能か、明確にすること。
- ・IAS第32号は、資本の定義を充足しない手法による決済

5.4.2 資本の要素

Ernst & YoungとPwCは、IAS第32号がパラグラフの適用順序を明確にしていないことにより、条件付転換社債の分類と利払額の処理について複数の見解が生じることを指摘している。具体的には、最初にパラグラフ25を適用すると、見解1のように、商品全体として負債に該当すると判定され、利払額は費用処理される。他方、最初にパラグラフ28を適用すると、見解2および見解3のように、複合商品に該当すると判定され、利払額は資本の減少として処理される (Ernst & Young 2013, pp. 3 and 4; PwC 2013, p. 2; IFRS-IC 2014a, pars. 28 and 29)。

次に、IAS第32号パラグラフAG37は、受取対価の全額が負債の要素に按分された(いいかえれば、資本の要素がゼロとなる) 場合における利払いの裁量の取扱いを明確にしているわけではない。そこで、パラグラフAG37を拡大解釈して、受取対価の全額が負債の要素に按分された場合の利払額を資本の減少として処理すると、全体として負債に該当すると判定された株式にかかる配当額を費用処理することとしたパラグラフ36との齟齬が生じる (IFRS-IC 2014a, pars. 27 and 30)。IAS第

が生じるオプションが存在し、当該オプションが発行体にとって管理可能である場合、発行体が決済を回避する無条件の権利を有することから商品が全体として金融負債に該当しないことを原則とし、デリバティブ契約が当事者の一方に決済手法の選択権を付与する場合、当該契約が金融資産または金融負債に該当するというパラグラフ26が例外であることを明確にすることにより、パラグラフ25と26の位置づけを明確にすること。

・パラグラフAG28における「真正」ではないことに関する指針(「極度に稀で、異常性が高く、さらには蓋然性が低い」)をより具体的にすること。

32号は、パラグラフAG37と36の優先関係を明確にしていない。これに関して、KPMGは、IFRS-ICの暫定的な結論は過度に規範的 (prescriptive) であり、受取対価の全額が負債の要素に按分された場合には、利払額について費用処理と資本の減少処理との選択適用を認めるよう提案している (KPMG 2013, p. 4; IFRS-IC 2014a, pars. 30 and 31)。

さらに、KPMGは、①非支配株主持分にかかる売建プットオプション(「NCI プット」)の会計問題(非支配株主に対する配当額の処理)に予期せぬ影響を及ぼすおそれがあること、および②IFRS-ICは「上申書」をふまえて条件付転換社債の分類に関する検討に注力すべきであり、そもそも利払額の処理の詳細にまで言及すべきではないとしている (KPMG 2013, pp. 4 and 5; IFRS-IC 2014a, par. 31)。

VI 再検討

以上の意見をふまえ、IFRS-ICは、負債の要素と資本の要素に関する問題を別個に検討する(一方の結論はもう一方の結論に影響を及ぼさない)

27 あわせてErnst & Young (2013, p. 5) は、かかる取扱いがIAS第32号パラグラフ32を参照することによって導出されることを指摘している。パラグラフ32は、普通株式に転換可能な社債について、関連する資本の要素を有しない(転換権が付与されない)類似する負債(非資本の組込デリバティブを含める)の公正価値を測定し、それを負債の要素の額として用いることとしている (IAS 32, par. 32)。これに即せば、条件付転換社債の負債の要素の算定に際し参照すべき「類似する負債」は、存続不能事象(非資本の組込デリバティブに該当する)により償還が条件付となるゼロクーポン商品となる。IFRS第13号は、公正価値の算定に際して、市場参加者が使用するであろう仮定を用いることとしている (IFRS 13, par. 22)。ここで、当該ゼロクーポン商品には条件付決済条項が存在し、かつ、保有者にコールオプションも付与されない。そこで、市場参加者は、当該商品が要求払特性を有するとはみなさないはずである。したがって、当該商品の公正価値には、存続不能事象の発生時期に関する予想が反映されることとなる。

ことを前提として、2014年1月、再検討を行った (IFRS-IC 2014a, pars. 34 and 35)。

6.1 負債の要素

6.1.1 債務の分類

再検討においては、まず、IAS第32号を根拠として条件付転換社債の分類を検討すべきことを基本的な考え方とすることが、あらためて確認された (IFRS-IC 2014a, par. 36)。

そのうえで、IAS第32号パラグラフ11および25に即して、条件付存続不能事象の発生をもって可変数の自己の普通株式を引き渡すという契約を基礎とした債務が金融負債に該当することも、あらためて確認された。ただし、これらの事実は、発行体が有する利払いの裁量の取扱いに関する検討に影響を及ぼさない (IFRS-IC 2014a, pars. 37 and 38)。

6.1.2 測定

次に、見解3において提示された根拠を支持することにより、負債の要素を受取対価の全額をもって測定すべきことが、あらためて確認された (IFRS-IC 2014a, par. 36)。

また、再検討においては、条件付存続不能事象の発生時期に関する予想を反映することによって生じる負債の要素の測定額と受取対価との差額を資本の要素として按分すると、それがそもそも資本の定義を充足しえないというErnst & Youngの指摘も、負債の要素を受取対価の全額をもって測定すべき根拠として採用されることとなった (IFRS-IC 2014a, par. 40)。

6.2 資本の要素

受取対価の全額が負債の要素に按分されて資本の要素の価値がゼロとなっても、利払額を資本の減少として処理することについて、再検討においては、①IAS第32号パラグラフAG37とパラグラフ36のいずれを優先すべきか明確ではないこと、②NCIプットの会計問題に予期せぬ影響を及ぼすおそれがあること、さらに③利払額の処理にまで言及すべきではないという、意見(c)の主張を全面的に受け入れることとなった (IFRS-IC 2014a, par. 42)。

また、再検討においては、条件付転換社債の発行体が裁量を有する分配額を一律に資本の減少として処理するという解釈を提示すると、新たな検討課題が生じることが指摘された。具体的には、発行体の純資産の比例的持分によって償還可能なプッタブル株式を金融負債に分類したうえで、発行体が裁量を有する配当額を資本の減少として処理すると、純資産の変動に伴い金融負債に分類された当該株式の公正価値が変動し、当該株式を再測定する必要が生じる。このとき、配当額を資本の減少として処理する一方で、再測定による変動額を損益処理することとなり、この是非を問う必要が生じる (IFRS-IC 2014a, par. 43 and fn. 5)。

VII 最終的な結論

再検討をつうじて、条件付存続不能事象の発生をもって可変数の自己の普通株式を引き渡すという契約を基礎とした債務が金融負債に該当し、受取対価の全額をもって測定すべきという解釈が、現行IAS第32号を参照することによって適切に導

出されることが確認された (IFRS-IC 2014a, par. 44)。

他方、発行体が有する利払いの裁量については、意見(c)を全面的に受け入れたことに加えて、①償還可能商品に関する問題が生じること、および②「上申書」の想定を超えた広範な問題を提起し、現行の枠組みによって包括的・効率的に対処することができるか疑わしいことから、特段の見解を提示しないこととされた (IFRS-IC 2014a, par. 45)。

以上より、2014年1月、IFRS-ICは、条件付転換社債の分類を自身のアジェンダとしないことを決定した。なお、最終的なアジェンダ決定の文案は、条件付転換社債が複合商品に該当することを明記しない。また、当該文案において、発行体が有する利払いの裁量の取扱いについて、既存のIFRSの枠内において効率的に検討できないことを新たに明記することとされた (IFRS-IC 2014a, Appendix A)。

参考文献

- ◎ Accounting Standards Board (AcSB). 2013. *Re: Tentative Agenda Decision on IAS 32 Financial Instruments: Presentation — Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Australia and New Zealand Banking Group Limited (ANZ). 2013. *Re: Tentative Agenda Decision — Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Australian Banker’s Association (ABA). 2013. *IAS 32 Financial Instruments — Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Basel Committee on Banking Supervision. 2011. *Basel III: A Global Regulatory Framework for More Resilient Banks and Banking Systems (Revised June 2011).*
- ◎ BDO IFR Advisory Limited. 2013. *Tentative Agenda Decision — IAS 32 Financial Instruments: Presentation — Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Canadian Bankers Association (CBA). 2013. *Re: Tentative Agenda Decision: IAS 32 Financial Instruments: Presentation: Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Commonwealth Bank of Australia (CBA). 2013. *Re: Tentative Agenda Decision: Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Deloitte Touche Tomatsu Limited. 2013. *Tentative Agenda Decision — IAS 32 Financial Instruments: Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ Ernst & Young Global Limited. 2013. *Tentative Agenda Decision — IAS 32 Financial Instruments- Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent ‘Non-Viability’ Event.*
- ◎ IASB. 2010. *The Conceptual Framework for Financial Reporting.*
- ◎ —. 2013a. *Financial Instruments: Presentation.* IAS 32.
- ◎ —. 2013b. *Financial Instruments: Recognition and Measurement.* IAS 39.
- ◎ —. 2013c. *Financial Instruments.* IFRS 9.
- ◎ —. 2013d. *Fair Value Measurement.* IFRS 13.
- ◎ —. 2017a. *Contractual Terms.* Agenda Paper 5B.
- ◎ —. 2017b. *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Part A-Overview.* Agenda Paper 2A.

- ◎ IFRS-IC. 2013a. *Classification of a Financial Instrument that is Mandatorily Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-viability' Event*. Staff Paper 18.
- ◎ —. 2013b. *IFRIC Update*. July 2013.
- ◎ —. 2014a. *Classification of a Financial Instrument that is Mandatorily Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-viability' Event*. Staff Paper 9.
- ◎ —. 2014b. *Classification of a Financial Instrument that is Mandatorily Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-viability' Event — Comment Letter Received*. Staff Paper 9A.
- ◎ —. 2014c. *IFRIC Update*. January 2014.
- ◎ KPMG IFRG Limited. 2013. *Tentative Agenda Decision: IAS 32 Financial Instruments: Presentation—Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-Viability' Event*.
- ◎ —. 2014. *The Bank Statement Q2 2014 Newsletter*. (あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部. 2015. 「IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～規制動向: CoCos—資本か、または負債か?」).
- ◎ National Australia Bank Limited(NAB). 2013. *Re: Tentative Agenda Decision Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-Viability' Event*.
- ◎ PricewaterhouseCoopers International Limited. 2013. *Tentative Agenda Decision: IAS 32 Financial Instruments: Presentation — Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-Viability' Event*.
- ◎ Schulman, Allen. 2014. *Contingent Convertible Bonds: A Case Study in Using and Accounting for a Hybrid Instrument*. *The CPA Journal* 84(6): 52–55.
- ◎ Westpac Banking Corporation (WBC). 2013. *Tentative Agenda Decision: IAS 32 Financial Instruments: Presentation—Classification of a Financial Instrument that is Mandatory Convertible into a Variable Number of Shares upon a Contingent 'Non-Viability' Event*.
- ◎ 池田幸典. 2016. 『持分の会計—負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分—』中央経済社.
- ◎ 板橋淳志. 2006. 「条件付償還義務株式の会計処理について」『金融研究』25(2): 127–155. 日本銀行金融研究所.
- ◎ 上田幸則. 2016. 「条件付転換社債における会計処理の検討—FASBスタッフポジション『転換時に現金決済が可能な転換社債の会計処理』を中心に—」『名古屋学院大学論集社会科学篇』52(3): 117–128. 名古屋学院大学.
- ◎ 岡本 修. 2017. 「バーゼルⅢ規制の施行で出回り始めたCoCo債の保有における会計処理上の留意点」『旬刊 経理情報』(1469): 54–57.
- ◎ 銀行経理問題研究会編. 2016. 『銀行経理の実務』第9版. 金融財政事情研究会.
- ◎ 菅野泰夫. 2012. 「コンティンジェント・キャピタル (CoCos) の課題」『Economic Report』大和総研.
- ◎ 鶴沢 真・大村敬一. 2016. 「バーゼル規制対応の新しい資本金証券の課題」早稲田大学ファイナンス総合研究所ワーキングペーパー (WIF-16-002). 早稲田大学.
- ◎ 年金シニアプラン 総合研究機構. 2016. 「ハイブリッド証券に関する調査研究」.
- ◎ 三木麻有子・源間康史. 2015. 「バーゼルⅢ対応資本金証券について」『日銀レビュー』2015-J-7. 日本銀行.

Review of the Agenda Decision by the IFRS Interpretations Committee Regarding the Classification of Contingent Convertible Bonds (CoCos)

Naoyuki Akatsuka

This paper introduces the agenda decision by the IFRS Interpretations Committee in July 2013 and January 2014 regarding the classification of Contingent Convertible Bonds (CoCos) issued by banks. This instrument is mandatorily convertible into a variable number of shares upon a contingent non-viability event (breach of minimum capital requirements).

There are five views on the classification of this instrument by applying IAS 32 or IFRS 9:

View 1: The instrument is a liability in its entirety.

View 2: The instrument is a compound instrument—a debt host with an equity component for discretionary interest payments.

View 3: The instrument is a compound instrument—a debt host with an equity component for discretionary interest payments measured at zero.

View 4: The instrument is a compound instrument—an equity host with an embedded derivative for the conversion feature.

View 5: The instrument is equity in its entirety.

Initially, the Committee supported View 3, which regards this instrument as a compound instrument comprised of the following two components:

- A liability component reflecting the issuer's obligation to deliver a viable number of its own ordinary shares if a contingent non-viability event occurs; and
- An equity component reflecting the issuer's discretion to pay interest.

View 3 considers the fact that a contingent non-viability event could occur immediately because it is beyond the control of the issuer. Thus, the liability component should be measured at the amount that the issuer could be required to repay immediately, and the equity component is measured at zero by adopting View 3.

In July 2013, the Committee decided tentatively not to add this issue to its agenda because View 3 could be derived from IAS 32 without further guidance. However, there were many negative comments about this tentative agenda decision as follows:

- (a): Interest payments should be recognized as an expense.
- (b): The liability component does not necessarily need to be measured at the full amount the issuer could be required to pay immediately.
- (c): IAS 32 is unclear.

In January 2014, the Committee reconsidered this issue and decided not to express a

view on the accounting treatment of the issuer's discretion to pay interest (i.e., whether it should be recognized as an expense or in equity). Moreover, the Committee decided this issue could not be comprehensively resolved efficiently within the confines of the existing IFRSs.

Finally, the Committee decided not to add this issue its agenda.

